

## 日本物流学会 会則

### 11 条

本会は、正会員のうちから役員として 28 名以上 30 名以内の理事、2 名の監事を置く。役員の任期は 2 年とする。

### 附 則

1. 本会の事務局は東京都におく。
2. 入退会手続および会費については別途細則に定める。
3. 本会は昭和 58 年 6 月をもって設立する。
4. 本会の設立当初の会員は第 5 条の規定にかかわらず、別紙名簿の通りとする。
5. 本会則は平成 3 年 11 月 1 日より、施行するものとする。
6. 本会則は平成 9 年 9 月 19 日より、改訂施行するものとする。
7. 本会則は平成 13 年 9 月 12 日より、改訂施行するものとする。
8. 本会則は平成 17 年の総会終了後、改訂施行するものとする。

但し、第 18 条が関連する細則において、平成 17 年の総会の承認を必要とする条項については、平成 17 年の総会以前に改訂施行するものとする。

9. 本会則は平成 22 年の総会終了後、改正施行するものとする。